

船舶事故調査報告書

平成28年8月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚																													
発生日時	平成27年8月16日 04時00分ごろ																													
発生場所	沖縄県渡名喜村渡名喜島西方の干出浜 渡名喜港灯台から真方位193° 0.9海里（M）付近 （概位 北緯26° 21.4′ 東経127° 08.2′）																													
事故の概要	漁船日進丸は、漂泊中、干出浜に乗り揚げた。 日進丸は、船底外板の破口等を生じた。																													
事故調査の経過	平成27年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																													
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 日進丸、8.5トン ON2-0660（漁船登録番号）、個人所有 12.38m（Lr）×2.94m×1.37m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、平成7年2月3日																													
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年9月4日 免許証交付日 平成25年7月19日 （平成30年7月22日まで有効）																													
死傷者等	なし																													
損傷	船底外板に破口、主機等に濡損（全損）																													
気象・海象	気象： 本事故発生場所から西方約18M付近に位置する久米島特別地域気象観測所の本事故当日の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01:00</td> <td>西</td> <td>3.8</td> <td>西</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>02:00</td> <td>南西</td> <td>4.3</td> <td>南西</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>03:00</td> <td>西南西</td> <td>4.8</td> <td>西南西</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>04:00</td> <td>南西</td> <td>4.6</td> <td>南西</td> <td>8.5</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時：分)	平均		最大瞬間		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	01:00	西	3.8	西	6.9	02:00	南西	4.3	南西	9.5	03:00	西南西	4.8	西南西	7.5	04:00	南西	4.6	南西	8.5
時刻 (時：分)	平均		最大瞬間																											
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)																										
01:00	西	3.8	西	6.9																										
02:00	南西	4.3	南西	9.5																										
03:00	西南西	4.8	西南西	7.5																										
04:00	南西	4.6	南西	8.5																										

	<p>海象：海面水温 約28℃（気象庁日別海面水温における観測値）、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>気象庁の沿岸波浪図によれば、沖縄島沖（東シナ海側）沿岸代表点（事故発生場所から北東方約27M）における有義波*¹及び風の推算値は、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="550 392 1420 638"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日付</th> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="3">有義波</th> <th colspan="2">風</th> </tr> <tr> <th>波向</th> <th>周期 (秒)</th> <th>波高 (m)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8月15日</td> <td>21:00</td> <td>西南西</td> <td>6</td> <td>1.6</td> <td>西北西</td> <td>約9.7</td> </tr> <tr> <td>16日</td> <td>09:00</td> <td>南西</td> <td>6</td> <td>1.6</td> <td>南西</td> <td>約9.3</td> </tr> </tbody> </table>	日付	時刻 (時:分)	有義波			風		波向	周期 (秒)	波高 (m)	風向	風速 (m/s)	8月15日	21:00	西南西	6	1.6	西北西	約9.7	16日	09:00	南西	6	1.6	南西	約9.3
日付	時刻 (時:分)			有義波			風																				
		波向	周期 (秒)	波高 (m)	風向	風速 (m/s)																					
8月15日	21:00	西南西	6	1.6	西北西	約9.7																					
16日	09:00	南西	6	1.6	南西	約9.3																					
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、宮古島北東方沖で延縄漁^{はえなわ}の操業を行った後、天候の悪化が予想されたので、渡名喜島南南西方沖に移動した。</p> <p>船長は、平成27年8月16日01時00分ごろ、漁場に移動するつもりであったが、約15時間連続の操業の疲れを感じるとともに、船橋当直を交替する予定の甲板員が来なかったため、これ以上航行を続けることが困難であると思い、主機を止めて漂泊を開始した。</p> <p>船長は、漂泊を始めたとき、GPSプロッターの航跡を約10分程度確認して西寄りに流されているように見えたので、東～南東の風により西へ流されるものと予想し、操舵室後部の床より1段上がったところに横になり、眠りについた。</p> <p>船長は、04時00分ごろ衝撃で目が覚め、周囲の状況から渡名喜島西方の干出浜に乗り揚げたことを知り、主機を後進にかけて離礁させようとしたものの、離礁させることができず、機関室に浸水を認めたので、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、本船が波によって更に陸側に押され、本船に残るのは危険であると思い、甲板員と共に泳いで付近の砂浜に着いた。</p> <p>本船は、後日、陸上に引き揚げられ、解体された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>																										
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、14日23時ごろ漁場に着き、操業の準備を終えて仮眠し、15日02時ごろ延縄漁の操業を開始してから17時ごろまで操業を続けた後、漁場を出発してから渡名喜島南南西方沖まで約2時間交替で甲板員と船橋当直を行っていた。</p> <p>船長は、渡名喜島南南西方沖に着いたとき、操業後から甲板員が疲れている様子に見えたので起こさず、仮眠をとることにした。</p> <p>船長は、漂泊場所が渡名喜島から約6M離れ、西方の沖縄県久米島町久米島まで約10M以上離れているので、仮眠しても島に近づくこ</p>																										

*¹ 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。1/3最大波ともいう。

	<p>とはないと思った。</p> <p>本船は、漂流中、黄色の回転灯を点け、GPSプロッターを作動させていたが、レーダーは使用していなかった。</p> <p>船長は、本事故後、GPSプロッターを確認し、少し北西寄りに流された後、北東方へ流された航跡を認め、予想とは違った方向に流されたことを知った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、渡名喜島南南西方沖で漂流中、船長が、GPSプロッターを利用して流される方向の確認を適切に行っていなかったことから、仮眠していたところ、南西風の影響を受けて渡名喜島に向けて圧流されていることに気付かず、同島西方の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、渡名喜島南南西方沖で漂流中、船長が、GPSプロッターを利用して流される方向の確認を適切に行っていなかったため、仮眠していたところ、南西風の影響を受けて渡名喜島に向けて圧流されていることに気付かず、同島西方の干出浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流する際には、船位を確認し、風潮流による圧流の影響に注意すること。 ・仮眠をとる場合には、レーダー及びGPSプロッターの接近警報を作動させておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

